

加古川市交通死亡事故撲滅対策本部設置要綱

(設 置)

第1条 この要綱は、加古川市生活安全条例（平成15年条例第1号）の基本理念に則り、多発する交通死亡事故の撲滅に努めるとともに、市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりの積極的な推進を図るため、加古川市交通死亡事故撲滅対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 市長は、次の場合に本部を設置する。

- (1) 市長が、交通死亡事故多発非常事態宣言を発令したとき。
- (2) その他、交通死亡事故が多発し、又は多発するおそれがある場合にあつて、その対策を図る必要があるとき。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市民協働部の所管に属する事務を分担する副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民協働部長をもって充てる。
- 4 本部員は、次に掲げる部の長をもって構成する。
 - (1) 防災部
 - (2) 企画部
 - (3) 総務部
 - (4) 福祉部
 - (5) こども部
 - (6) 建設部
 - (7) 都市計画部
 - (8) 教育総務部
 - (9) 教育指導部
- 5 本部員は、前項各号に定めるもののほか、必要と認められる者をこれに充てることができる。

(会 議)

第4条 会議は、本部長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、交通死亡事故撲滅に向けその対策について協議する。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、市民協働部生活安全課において処理する。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に必要な事項は、副市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月9日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。